意見書(案)第36号

原発運転期間「原則40年」規定の削除方針の撤回を求める意見書

上記の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

令和4年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者三鷹市議会議員野村羊子賛成者" 嶋 崎 英 治" 伊 沢 けい子

経済産業省は、GX (グリーントランスフォーメーション)の一環として、原発の運転期間の延長を打ち出した。それを受け、原子力規制委員会は、11月16日、運転開始から30年以降、10年以内ごとに延長を認可する案を大筋で了承した。新たな制度が導入されれば「原則40年、最長60年」の現行ルールが変わり、原発の「60年超」運転が可能になる。さらに、経済産業省は11月28日、運転期間から審査などによる停止期間を除外し、実質的に60年を超えて運転できるようにする案を提示した。2011年、福島第一原発1号機は運転開始40年の特別な検査に合格したばかりだった。それでも、事故は起きた。この悲惨な事故の教訓に基づき、2012年、与野党合意の上で、「原子炉等規制法」に運転期間を原則40年とし、原子力規制委員会の審査を経て1回だけ20年延長できる旨の規定が盛り込まれたのである。

老朽原発を動かすことは極めて大きな危険を伴う。運転により原子炉が中性子にさらされることによる劣化に加え、運転休止中も時間の経過に伴い、配管やケーブル、ポンプ、弁など、原発の各設備・部品が劣化する。交換できない部品も多く、電力会社の点検できる範囲も限定的となる。また、設計が古いことによる構造的な欠陥も深刻な事故を引き起こす原因となり得る。そもそも現存する古い原発は、建設当時、その寿命をおおむね30年程度として建設されており、40年を超える運転期間など、全く考慮外に造られている。これらのリスクを踏まえれば、運転開始から休止期間も含めて原則40年を運転期間とする現行の規定を緩めることは到底認められない。

原子力規制委員会の山中伸介委員長は、「原発の運転期間は利用政策であり、規制委が意見を述べるべきではない」とした。原発の老朽化に関する審査にはおのずと技術的、物理的な制約があり、運転期間に上限を設けることは規制の一部として極めて妥当な手段である。原子炉等規制法を託された原子力規制委員会が、利用政策を担当する経済産業省の要求をそのまま認めてしまうことは、利用政策に規制政策が従属することになる。それは、規制と利用の分離によって原子力規制を担保するとした、原子力規制委員会設置法の趣旨に反する。

本市は、東海原発から110キロ圏、浜岡原発から180キロ圏に位置し、万が一事故が発生した場合には240キロ圏にある福島原発事故以上の被害を受ける可能性がある。

人間が制御できず、悪影響を及ぼすものは、封じ込める以外ない。人類の未来、地球の未来を考えたら、原発再稼働ではなく、丁寧な廃炉作業、確実な放射能封じ込めのための技術開発に注力することを最優先すべきである。原発は電気をつくる道具にすぎない。その道具に命を奪われ、故郷を追われ、仕事を奪われ、自然を汚され、日々放射能の脅威にさらされ、PTSDになることにいかなる合理性もない。

政府が原子炉等規制法から、原発運転期間の規定を削除することは、福島原発事故から得た教訓をないがしろにし、国民を守るべき責務を放棄するものである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、老朽原発の運転期間制限を緩めず、少なくとも現行の原発運転期間の「原則40年」を厳格に運用することを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち